

有識者意見

社団法人
環境情報科学センター 理事長

丸田 頼一 氏



この報告書は、UR 都市機構の環境への取り組みについて網羅的にまとめてあり、全体的にわかりやすく読みやすいものとなるよう工夫されていると思います。また、年次報告のコラムも、読み手の関心の度合いや専門知識の有無に関わらず、理解しやすく満足できる内容となっています。しかし、より優れた報告書となるよう以下の4点について指摘しておきたいと思います。

期待される UR 都市機構の地球温暖化対策

「特集」では、UR 都市機構の地球温暖化対策への取り組み姿勢や試みがよく理解できました。日本では現在、民生部門で温室効果ガスの排出量が大幅に増加しており、その対策が特に求められています。しかし、建設業や不動産業の分野における地球温暖化対策は、人々の生活スタイルの変更や、ソフトも含めた建物の長寿命化など、この分野ならではの難しい課題に直面しています。UR 都市機構が、UR 賃貸住宅の専用部や都市再生の分野も含めたより幅広いフィールドで総合的な対策を推進することは、社会的な意義が非常に大きいと思いますので、今後の意欲的な取り組みに期待します。

地球温暖化対策の目標の設定

マテリアルフローを把握され、環境に関するいろいろな実績値は示されていますが、報告書にはっきりとした目標値を示すこと

が重要だと思います。現在、「地球温暖化対策に関する計画」の策定に取り組まれているとのことですので、この計画に明確な目標が掲げられ、平成 20 年版環境報告書にその内容が記載されることを期待したいと思います。

先導的研究開発に関する情報発信

UR 都市機構は、まち・住まいづくりのパイオニアとして、都市再生などの事業における先進性や啓発性などの発揮が求められています。こうした社会からの期待を自覚し、先導的な研究開発に積極的に取り組むとともに、その成果に関する環境報告書への記載を充実させ、世に情報発信していくことが大事だと思います。

職員の環境意識の向上と 組織的な環境配慮の推進

現在の若い世代は、小学生の時代から環境教育を受けているので、環境問題について基本的な考え方や知識を持っています。それに比べて、今の大人はそうした学習機会に恵まれなかったこともあり、環境問題に取り組むことの意義を正しく認識している人は少数にとどまっています。これでは、環境への取り組みはなかなか浸透していきません。UR 都市機構が関わる幅広い業務で環境への配慮を展開していくためには、職員に対し環境教育をしっかりと行い、本社、支社、事務所のそれぞれにおいて、目標を明確にして進めることが重要だと思います。

参考資料

UR 都市機構の 業務フィールド

UR 都市機構は、都市再生フィールド、住環境フィールド、郊外環境フィールド、災害復興フィールドの 4 つのフィールドで業務を進めています。

都市再生フィールド



晴海アイランド・トリトンスクエア（東京都中央区）

住環境フィールド



経堂赤堤通り（東京都世田谷区）

郊外環境フィールド



港北ニュータウン（神奈川県横浜市）

災害復興フィールド



ACTA 西宮（兵庫県西宮市）

民間事業者や地方公共団体と協力し、都市再生を推進します。21 世紀に誇れる都市をめざして、都市の活力を取り戻し、魅力と国際競争力を高めることは、わが国が優先的に取り組むべき課題です。UR 都市機構は、構想・企画・諸条件などのコーディネーターおよび事業パートナーとして参画し、民間事業者や地方公共団体などと連携しつつ、全国の都市再生を推進します。

賃貸住宅を適切に維持管理し、豊かな生活空間を提供します。都市基盤整備公団から受け継がれた約 77 万戸の賃貸住宅ストックは、国民共有の貴重な財産です。現に居住されている方々との信頼関係を大切に、維持管理を行うとともに、都心居住の推進や高齢者の居住の安定確保、子育て環境の整備など、住宅政策上の課題に対応するため UR 賃貸住宅の有効活用を図り、快適な住環境を提供していきます。

安全で快適な郊外生活を実現するまちづくりをめざします。これまで約 300 地区のニュータウンの整備を手がけ、宅地需要に対応し、国民の居住水準の改善に貢献してきました。今後は、少子高齢化への対応、環境共生、安全・安心なまちづくりをテーマに、地域の特性を活かし、魅力ある郊外や地方居住の実現を図り、事業の早期完了をめざします。

被災地の復興や都市の防災機能強化を支援します。近代的な大都市が初めて被災したことで、人々に大きな衝撃を与えた阪神・淡路大震災。10 年以上経過した今も、罹災された方々の心に大きな傷跡を残しています。当時、私たちは、少しでも早く多くの人に笑顔が戻るよう復興支援に取り組みました。このような未曾有の被害からまちを復興支援する事業を行います。

平成 18 年度 主な業務実績

事業実績

※地区数には、当年度の完了地区等を含みます

賃貸住宅	賃貸住宅建設 4,256 戸 豊四季台団地 ほか (なお、発注戸数には建替事業 3,646 戸を含む。) 建替事業 事業実施地区 89 地区 事業着手戸数 2,223 戸 赤羽台団地 ほか 増改築事業 5,967 戸 高齢者向け優良賃貸住宅 1,579 戸
既成市街地整備改善 (都市機能更新事業) 事業実施状況	市街地再開発事業 (大都市圏) 4 地区 北仲通南、霞が関三丁目南 ほか 土地区画整理事業 (大都市圏) 16 地区 大手町、大阪駅北 ほか 市街地再開発事業 (地方都市) 2 地区 沖縄中の町 A、鹿屋市北田大手町 土地区画整理事業 (地方都市) 2 地区 水戸駅南口、静岡東部拠点
(土地有効利用事業) 事業実施状況	土地有効利用事業 39 地区 千代田区大手町一丁目、新宿区新宿六丁目 27 番、港区六本木三丁目、大阪駅北 ほか
(防災公園街区整備事業) 事業実施状況	防災公園整備 10 地区 柏市中原一丁目地区 ほか
(居住環境整備事業) 事業実施状況	市街地再開発 直接施行 14 地区 曳舟駅前 ほか 市街地再開発 協調型 11 地区 豊洲駅前 ほか 民間供給支援型 賃貸住宅制度 公募地区数 4 地区 相当戸数 1,710 戸 ささしまライブ 24 ほか 再開発分譲住宅等 476 戸 晴海三丁目 ほか
(都市公園建設等の受託)	公園受託 17 件 勿来の関公園 (福島県いわき市) ほか 設計 13 件 古曽部中央公園 (大阪府高槻市) ほか
市街地整備特別 (ニュータウン整備事業)	大都市圏 53 地区 千葉 NT、つくばエクスプレス関連事業 ほか 地方都市 9 地区 盛岡南新都市 ほか

供給・販売実績

賃貸住宅	賃貸住宅管理 新規供給戸数 7,371 戸 管理戸数 768,608 戸 主な新規供給地区 : 豊洲シエルタワー (395 戸)、アクアタウン納屋橋 (352 戸)、 イーストモモンズ清澄白河セントラルタワー (238 戸)
既成市街地整備改善	整備敷地譲渡 都市機能更新 10.3ha みなとみらい 21 中央 ほか 整備敷地譲渡 土地有効利用 7.6ha 葛飾区青戸七丁目、川崎市川崎区小田栄二丁目 ほか 整備敷地譲渡 防災公園街区 1.3ha 北区西ヶ原四丁目 ほか 整備敷地譲渡 居住環境整備 63.3ha 西新井地区 ほか 施設譲渡 防災公園街区 3.7ha 柏市中原一丁目地区 施設譲渡 居住環境整備 1.3ha 納屋橋西 ほか 敷地賃貸 居住環境整備 7.0ha ひばりが丘団地 ほか
市街地整備特別 (ニュータウン整備事業)	大都市圏 分譲 342.9ha 多摩 NT、千葉 NT、北神戸第二第三 ほか 大都市圏 賃貸 54.4ha 多摩 NT、千葉 NT、水口第二 ほか 地方都市 分譲 82.3ha 長岡 NT、今治新都市 ほか 地方都市 賃貸 9.2ha 秋田新都市、佐野新都市 ほか
公園特別 (特定公園施設)	特定公園施設を設置している国営公園 16 公園

平成 18 年度年度計画

(環境関連部分の抜粋)

UR 都市機構は、独立行政法人通則法に基づき、主務大臣である国土交通大臣が定めた中期目標を達成するため、各年度ごとにその事業年度の業務運営に関する年度計画を定めています。

このうち、環境配慮に関する内容を、「1. 環境にやさしいまちや住まいをつくります」と「2. 環境に配慮して事業を進めます」の二つに分類整理し、以下に掲げました。

1. 環境にやさしい

まちや住まいをつくります

(1) 都市再生拠点の重点的な整備

① 大都市における都市再生拠点の整備

大都市における拠点を再生する事業、大規模工場跡地等の土地利用の再編等（以下「市街地の整備改善」という。）に民間事業者の参画を促進するため、関係権利者の合意形成、事業推進体制の立ち上げ、事業計画の策定等のコーディネート、基礎的条件整備としての面的整備、道路、公園、下水道等の関連公共施設の整備を実施し、民間の都市開発事業が実施されるための条件整備・支援を行う。

② 地方都市における都市再生拠点の整備

地方都市の市街地の整備改善について、民間事業の誘致・誘導を図ったり、民間投資を引き出すため、地域の実情に応じ、地域資源の掘り起こし、民間需要を喚起・創造する仕組みづくり、事業推進体制の立ち上げ、事業計画の策定、事業実施段階の調整等のコーディネート、基礎的条件整備としての面的整備、主要な駅周辺や中心市街

地の道路等の関連公共施設の整備を実施し、民間の都市開発事業が実施されるための条件整備・支援を行う。

③ 民間による都市再生拠点整備を支援するための取組

参加組合員等の手法の活用、民間事業者へのネットワーク形成等、再開発共同事業者エントリー制度の実施などにより、民間の都市開発事業の完遂を支援し、民間事業者の円滑な参画を推進する。また、地域資源や人材の活用、新産業起こし、歴史・文化等を活用した美しく個性的なまちなみ形成を行うため、民間事業者とのネットワークを強化、形成する。

(2) 密集市街地等の整備改善等による

都市の防災性の向上

① 密集市街地の整備改善

防災上危険な建築物の建替えの促進による耐震不燃化の向上、避難地・避難路等の防災公共施設の整備等を行い密集市街地の整備改善を進めるため、多数の地権者等の意見調整、関係行政機関との計画調整等のコーディネート業務を積極的に行い、防災街区整備事業等の推進に努める。

② 防災公園等と周辺の密集市街地等の一体的な整備

周辺密集市街地等の整備改善と一体的に、避難路の確保、延焼の防止、沿道の高度利用を可能とする防災環境軸整備を実施するとともに、地震災害時に避難地や防災活動拠点として機能する防災公園の整備を実施する。

③ 共同住宅等に対する耐震診断及び耐震改修の推進

平成 27 年までに住宅等の耐震化率を 9 割

とする国の目標の達成に寄与するため、都道府県耐震改修促進計画に機構による耐震診断及び耐震改修に関する事項が記載された区域内において、共同住宅等の所有者からの委託による耐震診断及び耐震改修の推進に努める。

(3) 都市再生に資する都市公園整備

自然環境の創出再生、都市の防災性の向上等を通じて都市の再生を図る都市公園の整備を地方公共団体の委託に基づき実施する。

(4) 民間事業者による良質な賃貸住宅

ストックの形成等

民間供給支援型賃貸住宅制度を活用し、民間事業者によるファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するため、都市基盤整備公団から承継した土地及び新たに取得した土地について敷地整備を行う。民間支援の取組にもかかわらず民間事業者による供給が行われない場合に限り、市場補完として機構が建設する。

(5) 既存賃貸住宅ストック等の再生と活用

既存賃貸住宅ストック等については、中・長期的な方針を定めるストック総合活用計画に従い、団地毎の特性に応じた効果的な再生・活用を図るため、地方公共団体や民間事業者との連携によるまちづくりと一体となった建替事業の推進、リニューアルによる改良及び高齢者優良賃貸住宅の供給、地域ニーズに対応した施設の誘致等の個別団地の施設街区の活性化を図る施設再生事業、団地毎の特性に応じた賃貸住宅管理コストの削減などを実施することにより既存賃貸住宅ストック等を有効活用し、居住性能の向上、バリアフリー化等を推進する。

(6) 賃貸住宅の適切な管理等

居住環境の向上を図るため、機構による民間賃貸住宅の供給支援や機構による賃貸住宅建替え等による良質な賃貸住宅の供給を行う。また、国民共有の貴重な財産である

賃貸住宅の管理等については、居住者の居住の安定・管理水準の向上を図りつつ、適切な維持管理に努める。このため、居住水準の向上、IT 化の推進、重点的な計画修繕の推進、顧客サービスの向上、賃貸住宅管理の民間委託の取組を実施する。

(7) ニュータウン整備事業

土地の早期供給・処分のため、事業計画を見直し、弾力的に事業を実施する仕組みを構築し、事業を実施する。国民の居住ニーズの個別化、多様化、高度化の動向を踏まえ、多様なライフスタイル、居住ニーズに対応した選択肢を提供するため、宅地募集の都度実施する顧客への意向調査や、毎年実施する民間住宅事業者説明会、施設誘致企業説明会等を通じて、ニーズを幅広く捉え、「新・郊外居住」等の商品企画に反映する。

(8) 特定公園施設の管理

新規施設の整備は行わず、既存施設の管理に限定する。既存施設の管理については、老朽化が進んだ施設のリニューアルやバリアフリー化など公園利用者への適切なサービス提供を確保する。

(9) 分譲住宅業務等

今中期目標期間中に分譲住宅業務を完了するため、住宅建設工事未着工敷地の過半について敷地の供給を行う。

2. 環境に配慮して

事業を進めます

(1) 環境への配慮

機構による事業実施に当たっては、次の取組を実施することにより都市の自然環境の適切な保全等に資するとともに、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達に積極的に取り組み、環境への負荷の低減を図る。

また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成 16 年法律第 77 号）に基づき、環境配慮の目標及び計画等を定め、環境報告書を作成する。

① 都市の自然環境の適切な保全等
機構による賃貸住宅建替え等においては、既存樹木の利活用とともに、都市の既成市街地等において、建築物の形状等を考慮の上、屋上緑化の推進を図る。また、地下浸透工法、透水性舗装等により地下水涵養を図ることで、都市の自然環境の保全等に資する取組を進める。

② 建設副産物等のリサイクルの取組
平成 17 年度において、循環型社会の形成への取り組みとして、国の「建設リサイクル推進計画 2002」で定められた建設副産物の再資源化率等の目標値（平成 17 年度まで）を達成したことを踏まえ、平成 18 年度においては、同計画において参考値として記載されている平成 22 年度目標値を踏まえた目標値を設定し、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルに努める。なお、国の建設副産物等の再資源化率等の目標値が新たに策定された場合は、これに基づき取り組む。

（再資源化率）

アスファルト・コンクリート塊 98% 以上

コンクリート塊 96% 以上

建設発生木材 61% (65%)

（再資源化・縮減率）

建設発生木材 91% (95%)

建設汚泥 63% (75%)

建設廃棄物全体 89% (91%)

（有効利用率）

建設発生土 78% (90%)

（括弧内は、国の「建設リサイクル推進計画 2002」で参考値として記載されて

いる平成 22 年度目標値）

さらに、機構による賃貸住宅建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。

③ 環境物品等の調達

環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号）に基づき行うこととし、平成 18 年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100% とする。また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

（2）バリアフリー化の推進

中期目標期間中に建設する機構の賃貸住宅について、手すりの設置、広い廊下幅の確保及び段差の解消がなされたバリアフリー仕様とするとともに、既存賃貸住宅について、改良等により上記仕様の全部又は一部に対応したバリアフリー化を図る。これらの措置によりバリアフリー化を図った住宅の割合を中期目標期間中に機構の賃貸住宅ストック全体で 4 割とするため、着実に取り組む。また、民間供給支援型賃貸住宅制度によって整備された賃貸住宅においても、バリアフリー仕様により供給されるよう条件整備を行うとともに、機構が整備する公共性が高い建築物についてもバリアフリー化の推進に努める。

（3）総合的なコストの縮減

平成 16 年度に策定した「都市機構コスト構造改革プログラム」の施策を推進し、中期目標の達成に向け、事業コストの縮減を行う。平成 18 年度においては、民間の住宅市場等におけるコスト縮減の状況把握や先

進的な手法等の導入を図ることにより、設計・仕様の見直し、積算方式の見直し、発注方式の見直し等を継続的に行うとともに、新たな縮減施策を試行する。

（4）住宅性能表示の実施

住宅の質を確保し、利用者に対する説明責任の向上の観点から、平成 18 年度中に建設する機構の賃貸住宅について、住宅性能表示を 100% 実施し、募集パンフレット等を用いて情報提供する。

（5）調査研究の実施、技術力の維持向上

都市や社会情勢、市場動向及び顧客ニーズ・満足度等を把握し、事業の的確な実施及び先駆的事业分野への展開に資するため、都市再生、コミュニティ再生、ストック再生、環境共生、都市防災、少子高齢化社会対応、これらに係わるアウトカム指標等の事項について、調査研究や技術開発及び試験等を行う。なお、必要に応じ民間等との共同研究を活用するほか、蓄積した研究成果、技術力等を社会へ還元するため、研究報告会開催、研究所の公開及び調査研究期報発行等の情報提供を積極的に行う。

（情報提供）

研究報告会開催（1 回 / 年）

研究所の一般公開（3 日程度 / 週）及び

特別公開（1 回 / 年）

調査研究期報の発行（2 回 / 年）

（6）地域住民・地方公共団体、

民間事業者等との緊密な連携推進

都市再生のための機構業務への理解、協力を得て、円滑に業務を実施するため、地域住民・地方公共団体、民間事業者等との緊密な連携を図り、適時適切な事業内容の説明、意見交換等を実施する。

① 地域住民・地方公共団体等との

コミュニケーション

都市再生を成し遂げるには、関係する地域住民・地方公共団体等とのコミュニケー

ションが不可欠であり、その相互理解促進と都市の将来像や地域のあり方を語り合うコミュニケーションの機会を積極的に設ける。また、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」（平成 17 年法律第 79 号）に基づく地域住宅協議会等を通じて、地方公共団体等との連携の強化に努める。

② 民間事業者のニーズを汲み取った
事業構築

民間事業者による都市の再生の条件整備を図ることが機構の目的であることに鑑み、都市再生パートナーシップ協議会などを通じて民間事業者との意見交換を定期的かつ適時に行い、そのニーズ・意向等の把握に努める。

（7）積極的な情報公開

① 財務内容の公開

財務情報の透明性の確保を図るため、財務諸表等において、省令による経理区分の各事業毎にその経営成績の詳細を明らかにし、セグメント情報を開示する。その公開に当たっては、通則法に基づき各事務所に備え置き一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載し、国民に機構の財務状況を提供できる環境を整備する。

② ホームページの充実

インターネットホームページを、重要な情報発信のツールに位置付け、内容を充実し、利用者にとって価値のある情報の発信を行う。

③ 広報誌・事業パンフレット等による広報
機構の目的や業務及び事業の内容について、広報誌・パンフレット等を活用することにより、情報の提供を行う。

UR 都市機構の 環境配慮 50年の歩み

UR都市機構は、昭和30年代から現在まで50年余にわたり、都市環境・居住環境の整備において、先導的な特色ある環境配慮の取り組みを行ってきました。ここでは、各時代の取り組みをテーマごとに整理してご紹介します。

昭和30年代

280万戸の住宅不足を解消するため日本住宅公団が設立され、DKなど新しい時代の住生活を提案してきました。

昭和40年代

高度経済成長による大都市への人口集中に対応すべく、ニュータウン開発をはじめ、大量の住宅供給を支える技術開発に取り組んできました。

昭和50年代

石油ショックによる省エネルギーの推進や、多様化する住まい方に応える質の高い居住環境の整備など、量から質への転換に対応してきました。

昭和から平成へ

バブル経済の崩壊という社会情勢の変化と並行して、住宅主体の開発から、様々な都市施設を備えた複合的なまちづくりへと重点を移行してきました。

平成7年～

阪神・淡路大震災の復興への支援をはじめ、密集市街地の改善や工場跡地の土地利用転換など、都市基盤の再整備に取り組んできました。

未来へ向けた取り組み

政府の掲げる都市再生の取り組みを推進し、人が輝く都市を目指して、美しく安全で快適なまちをプロデュースします。

都市の環境基盤の整備

新しい居住環境の整備

- 日照を重視した住棟の南面平行配置
- 団地内のオープンスペース・プレイロットの連結による歩行者空間の充実

樹木の利活用

- 自然地形と現況林を保存した団地整備 (S34/ 御影団地)

雨水の流出抑制

- 調整池の整備 (S35/ 東久留米団地)

基盤施設の整備

- 污水处理施設開発・建設 (S31)

都市の骨格としての環境整備

- 歩車分離、日本初の歩行者専用道路 (S44/ 東久留米団地)
- 緑の保全と利用を結合したグリーンマトリックス計画 (S48/ 港北 NT)

生物生息空間の保護

- 生物保護区を指定した公園整備 (S57/ 港北NT 鴨池公園)

土地の有効活用と安全性の確保

- 浸透工法の採用 (S40/ 国立富士見台)
- 洪水時だけ水がたまる低床花壇 (S41 あやめ台団地)
- 真空集塵システム (S49)

基盤施設の広域化

- 広域専用水道システムとの連携化

▶緑の都市賞建設大臣賞 (S58/ 多摩 NT の緑とオープンスペース)

都市の自然環境の保全・再生

緑化技術の開発

- 植栽が育ちやすい土壌改良 (S63)
- 流域水循環整備モデル事業認定第1号 (H5/ 八王子みなみ野)
- グリーンバンクシステムの本格実施 (H8)

多目的な施設とビオトープ

- 調整池を活用したビオトープの整備 (H4/ 高槻・阿武山団地)

▶緑の都市賞内閣総理大臣賞、日本造園学会特別賞 (H8/ 港北 NT グリーンマトリックスシステム)

▶屋上・壁面・特殊緑化技術コンクール環境大臣賞 (H15/ アーベインピオ川崎)

環境共生型まちづくり

- 地域資源を活かした環境共生型まちづくり (H15/ 坪井、H17/ 葛城地区)
- 環境共生住宅認定 (H15/ ハートアイランド新田)

資源の有効利用と廃棄物の削減

資源の有効利用

- 雨水を修景施設に活用 (S62/ 相模大野)
- 生ゴミコンポスト (H11/ サンヴァリエ桜堤)
- コンクリート塊の再利用 (H4/ 相模大野)
- リサイクル発泡三層塩ビ管 (H13)
- 伐採樹木によるチップ舗装 (H4/ 飯能南台)
- KSI 住宅 (H14/ シティコート目黒)

▶リサイクル推進功労者賞内閣総理大臣賞 (H7/ コンクリート塊団地内リサイクル)

▶土木学会地球環境貢献賞 (H14/ 建替事業の建物分別解体・回収の取り組み)

建設副産物の再利用

- 再生コンクリートを利用した集会所 (H17/ 牟礼団地)

大量供給への対応

▶日本建築学会賞 (S37/ 団地建設の開発向上に関する一連の技術的業績)

設計基準の確立

生産工法の開発

- ティルトアップ工法の採用 (S33)
- 量産試験場開設 (S38)

- 多摩ニュータウン着工 (S41)
- 内装パネル化 (S41)
- 内断熱工法 (S42)
- 全国統一標準設計 (S42)

まちや住まいの省エネルギー

エネルギーの効率的利用

- ゴミ焼却排熱利用の地域冷暖房 (S51/ 森之宮、S58 品川八潮)
- 屋根外断熱本防水工法 (S52)
- 住棟太陽熱利用給湯システム (S56/ 鳴海第3)

▶省エネルギー建築賞 (S62/ 鳴海第3、H1/ アーバニア千代田他)

- ヒートポンプと排熱利用のコンパクトエネルギーシステム (S62/ アーバニア千代田)
- コージェネレーションシステムの導入 (H2/ パレール川崎)
- 河川水利用給湯システム (H3 大川端リバーシティ)

- 太陽光発電集中連携システム (H9/ いわき NT)
- ピークアラーム機能付分電盤 (H12)

まちや住まいの省エネルギー

- 次世代省エネルギー基準の導入 (H15)
- 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (H16 アーベインなんばウエスト)

新しい居住スタイルの提案

▶日本都市計画学会石川賞 (S38/ 常磐平住宅団地の計画)

新しい住宅様式の提案

- 食寝分離 (DK スタイル) の提案 (S30)
- 共同菜園 (S46/ 小川団地)
- 就寝分離 (個室) の提案 (S30)
- 親子ペア住宅 (S47)
- 1DK 住宅の供給 (S32/ 武蔵野緑町)
- ホーロー浴槽 (S47)

共用施設の整備・充実

- プレイロット・児童遊戯施設の整備
- 集会所 (S31/ 光ヶ丘)
- 団地ファニチャーへのアーティスト登用 (S33/ 東鳩ヶ谷)
- テニスコートの整備 (S34/ ひばりヶ丘)

市民参加

- 自然林復元の市民運動「どんぐり作戦」(高蔵寺 NT)

多様な居住スタイルへの対応

多様な住宅メニュー

- タウンハウス (S50)
- 標準設計の廃止 (S53)
- バリアフリー住宅 (S54)
- ニューモデル中層住宅 (S56)
- 全電化住宅 (S58)
- システムキッチン (S59)

市民協働

- コーポラティブ住宅 (S53)
- 市民参加型公園計画 (S57/ 港北 NT)

▶日本建築学会賞 (H5 光が丘地区複合開発の先駆的共同開発事業に関する一連の業績)

快適な住宅の整備

- シニア住宅 (H2)
- デザインガイドライン (H3/ 幕張)
- パブリックアート (H6/ ファーレ立川、H8/ 新宿アイランド)

- 自然保護団体との協働によるカタクリ移植 (S60/ 多摩 NT 長池公園)
- 小学生参加のワークショップによる公園づくり (H6/ 仰木)

まちや住まいの安全・安心、快適性

▶日本建築学会賞 (H8/ 新宿アイランド環境デザインを重視した複合拠点形成の業績)

グッドデザイン賞

- 震災復興まちづくり
- ユメイック住宅 (H7/ アパンドーネ原5番街)
- 常時小風量換気システム (H8/ シーリアお台場)
- 階段室型共同住宅 EV・高齢者仕様 EV (H12)
- 安心安全まちづくり協議会 (H17/ 流山新市街地)

環境に配慮したライフスタイル

コミュニティ形成の促進

- 緑のワークショップ (H8/ 武蔵野緑町パークタウン)
- コミュニティアート (H10/ 南芦屋浜)
- NPO フュージョン長池とネーチャーセンター (H11/ 多摩 NT)

▶緑の都市賞内閣総理大臣賞 (H14 八王子みなみ野シティ)

- 黒川はるひ野 グリーンネットワーク活動 (H14/ 黒川)
- 市民緑地制度を活用した街山づくり (H17/ おゆみ野)